

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律

発令：平成13年6月20日号外法律第57号

最終改正：令和5年6月16日号外法律第63号

改正内容：令和4年6月17日号外法律第68号[令和7年6月1日]

(道路交通法の規定の読み替え適用等)

第十九条 自動車運転代行業者についての道路交通法の規定の適用については、同法第二十二条の二第一項、第六十六条の二第一項、第七十四条第一項及び第二項、第七十四条の三（第五項を除く。）、第七十五条第一項（第五号及び第六号を除く。）、第一百十七条の二第二項第一号及び第二号、第一百十七条の二の二第二項、第一百十八条第二項第三号、第一百十九条の二、第一百十九条の二の四第二項並びに第一百十九条の三第二項第一号の規定に規定する車両（同法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。第四項において同じ。）及び自動車には代行運転自動車が含まれるものとするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十二条の二第一項	当該車両の使用者（当該車両の運転者であるものを除く。以下この条において同じ。）	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号。以下「運転代行業法」という。）第二条第二項に規定する自動車運転代行業者（以下単に「自動車運転代行業者」という。）
	の使用者が当該車両につき	につき自動車運転代行業者が
	当該車両の使用の本拠の位置	運転代行業法第二条第一項に規定する自動車運転代行業（以下単に「自動車運転代行業」という。）の主たる営業所（以下単に「主たる営業所」という。）の所在地
	車両の使用者に	自動車運転代行業者に

第五十八条の四	の使用者（当該車両の運転者であるものを除く。以下この条において同じ。）	（運転代行業法第二条第六項に規定する代行運転自動車（以下単に「代行運転自動車」という。）を除く。）につき自動車運転代行業者
	当該車両の使用の本拠の位置	主たる営業所の所在地
	車両の使用者に	自動車運転代行業者に
第六十六条の二第一項	当該車両の使用者（当該車両の運転者であるものを除く。以下この条において同じ。）	自動車運転代行業者
	の使用者が当該車両につき	につき自動車運転代行業者が
	当該車両の使用の本拠の位置	主たる営業所の所在地
	車両の使用者に	自動車運転代行業者に
第七十四条第一項	車両等の使用者	自動車運転代行業者
	当該車両等を	代行運転自動車又は運転代行業法第二条第七項に規定する随伴用自動車（以下単に「随伴用自動車」という。）その他の自動車運転代行業の用に供される車両を
	車両等の運転者及び安全運転管理者、副安全運転管理者その他当該車両等の運行を直接管理する地位にある者	車両の運転者並びに運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される第七十四条の三第一項に規定する安全運転管理者及び運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される第七十四条

		の三第四項に規定する副安全運転管理者
第七十四条第二項	車両の使用者は、当該車両	自動車運転代行業者は、代行運転自動車又は随伴用自動車その他の自動車運転代行業の用に供される車両
第七十四条第三第一項	自動車の使用者（道路運送法の規定による自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）の規定による貨物軽自動車運送事業を経営する者を除く。以下同じ。）、貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を経営する者及び道路運送法第七十九条の規定による登録を受けた者を除く。以下この条において同じ。）は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠	自動車運転代行業者は、その自動車運転代行業の営業所
第七十四条第三第二項	自動車の安全な運転を 使用者の	代行運転自動車及び随伴用自動車その他の自動車運転代行業の用に供される自動車の安全な運転（以下この項、第六項及び第八項において単に「自動車の安全な運転」という。）を 自動車運転代行業者の
第七十四条第三第四項	自動車の使用者は、安全運転管理者	自動車運転代行業者は、運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される第一項に規定する安

		全運転管理者（以下単に「安全運転管理者」という。）
	内閣府令で定める台数以上の自動車を使用する本拠	その自動車運転代行業の営業所
第七十四条の三第六項	安全運転管理者等が	安全運転管理者等（安全運転管理者又は運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される第四項に規定する副安全運転管理者をいう。以下同じ。）が
	自動車の使用者	自動車運転代行業者
第七十四条の三第七項から第九項まで	自動車の使用者	自動車運転代行業者
第七十五条第一項	自動車（	自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等は、その自動車運転代行業の業務に 関し、自動車（
	使用者（安全運転管理者等その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。 次項において「使用者等」という。）は、その者の業務に 関し、自動車の運転者	運転者
	掲げる行為	掲げる行為（代行運転自動車 については、第五号及び第六号に掲げるものを除く。）
第七十五条第一項第七号	自動車を離れて直ちに運転 することができない状態にする行為（当該行為により自動車が第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第	第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条、第四十八条、第四十九条の三第二項から第四項まで、第四十九条の四、第

	二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第三項、第四十九条の四若しくは第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は自動車がこれらの規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。)	四十九条の五後段又は第七十五条の八第一項の規定の違反となるような行為
第七十五条第二項	自動車の使用者等	自動車運転代行業者又はその安全運転管理者等
	自動車の運転者	随伴用自動車その他の自動車運転代行業の用に供される自動車の運転者
	行為	行為（随伴用自動車の運転者については、同項第五号又は第六号に掲げるものに限る。）
	自動車の使用者がその者	自動車運転代行業者がその自動車運転代行業
	当該違反に係る自動車の使用の本拠の位置	主たる営業所の所在地
	自動車の使用者に	自動車運転代行業者に
第七十五条第九項及び第十項	自動車の使用者	自動車運転代行業者
第七十五条の付記	第百十九条の二の四第二項	第百十九条の二の四第二項、第百十九条の三第二項第一号
第七十五条の	自動車の使用者	自動車運転代行業者

二第一項	当該使用者に係る	その指示に係る
	使用者が	自動車運転代行業者が
	当該自動車の使用の本拠の位置	主たる営業所の所在地
	当該使用者に対し	当該自動車運転代行業者に 対し
	できる。	できる。ただし、当該違反行為が代行運転自動車又は随伴用自動車の運転者が行う最高速度違反行為又は過労運転である場合は、この限りでない。
第七十五条の二第二項	の使用者	(随伴用自動車を除く。) の使用者である自動車運転代行業者
	当該使用者	当該自動車運転代行業者
	当該車両の使用の本拠の位置	主たる営業所の所在地
第一百七十五条の二第二項第一号	第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第三号	第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第三号(運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなして適用される場合を含む。)
第一百七十五条の二第二項第二号	第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第四号	第七十五条(自動車の使用者の義務等)第一項第四号(運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなして適用される場合を含む。)

		用される場合を含む。)
第一百十七条の二の二第二項第一号	第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第一号	第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第一号（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなして適用される場合を含む。）
第一百十七条の二の二第二項第二号	第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第三号	第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第三号（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなして適用される場合を含む。）
第一百十七条の二の二第二項第三号	第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第四号	第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第四号（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなして適用される場合を含む。）
第一百十八条第二項第三号	第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第二号	第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第二号（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなして適用される場合を含む。）
	第五号	第五号（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）

第一百八条第二項第四号	第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第六号	第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第六号（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第一百九条第二項第四号	第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第六号	第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第六号（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第一百九条第二項第五号	第七十五条（自動車の使用者の義務等）第二項	第七十五条（自動車の使用者の義務等）第二項（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
	第七十五条の二（自動車の使用者の義務等）第一項	第七十五条の二（自動車の使用者の義務等）第一項（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
	第二項の	第二項（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の
第一百九条の二	第七十四条の三（安全運転管理者等）第一項	第七十四条の三（安全運転管理者等）第一項（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
	第四項	第四項（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）

	同条第六項	第七十四条の三第六項（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
	第八項	第八項（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第一百十九条の二の四第二項	第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第七号の規定に違反したとき	第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第七号（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなして適用される場合を含む。）の規定に違反したとき（車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為（当該行為により車両が第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第三項、第四十九条の四若しくは第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は車両がこれらの規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。）をすることを命じ、又は容認した場合に限る。）
第一百十九条の	又は	若しくは

三第二項第一号	とき	とき又は運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第七号の規定に違反したとき（前条第二項の規定に該当する場合を除く。）
---------	----	--

- 2 前項に規定するもののほか、代行運転自動車については、自動車運転代行業を営む者を代行運転自動車の使用者とみなして、道路交通法第七十五条第一項（第五号及び第六号を除く。）、第一百七十二条第二項第一号及び第二号、第一百七十二条の二第二項、第一百八十二条第二項第三号並びに第一百九十二条の四第二項の規定を適用する。
- 3 自動車運転代行業者が行う安全運転管理者等の選任及び解任については、道路交通法第七十四条の三第五項の規定は、適用しない。
- 4 自動車運転代行業の用に供される車両（随伴用自動車を除く。）の運転者が行う第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法第七十五条第一項第七号に掲げる行為（道路交通法第七十五条第一項第七号に掲げる行為を除く。）については、第一項の規定により読み替えて適用される同法第七十五条第一項第七号及び第二項並びに第一百九十二条の三第二項第一号（同法第五十一条の五第一項に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。

道路交通法

発令：昭和35年6月25日法律第105号

最終改正：令和6年6月21日号外法律第59号

改正内容：令和4年6月17日号外法律第68号[令和7年6月1日]

(自動車の使用者の義務等)

第七十五条　自動車（重被牽（けん）引車を含む。以下この条、次条第一項及び第七十五条の二の二第二項において同じ。）の使用者（安全運転管理者等その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。次項において「使用者等」という。）は、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはならない。

- 一 第八十四条第一項の規定による公安委員会の運転免許を受けている者（第一百七条の二の規定により国際運転免許証又は外国運転免許証で自動車を運転することができることとされている者を含む。以下この項において同じ。）でなければ運転することができないこととされている自動車を当該運転免許を受けている者以外の者（第九十条第五項、第一百三条第一項若しくは第四項、第一百三条の二第一項、第一百四条の二の三第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第一百三条第四項の規定により当該運転免許の効力が停止されている者を含む。）が運転すること。
 - 二 第二十二条第一項の規定に違反して自動車を運転すること。
 - 三 第六十五条第一項の規定に違反して自動車を運転すること。
 - 四 第六十六条の規定に違反して自動車を運転すること。
 - 五 第八十五条第五項の規定に違反して大型自動車、中型自動車若しくは準中型自動車を運転し、同条第六項の規定に違反して中型自動車若しくは準中型自動車を運転し、同条第七項の規定に違反して準中型自動車若しくは普通自動車を運転し、同条第八項の規定に違反して普通自動車を運転し、同条第九項の規定に違反して大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車を運転し、又は同条第十項の規定に違反して普通自動二輪車を運転すること。
 - 六 第五十七条第一項の規定に違反して積載をして自動車を運転すること。
 - 七 自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為（当該行為により自動車が第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第三項、第四十九条の四若しくは第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は自動車がこれらの規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。）
- 2 自動車の使用者等が前項の規定に違反し、当該違反により自動車の運転者が同項各号のいずれかに掲げる行為をした場合において、自動車の使用者がその者の業務に関し自動車を使用することが著しく道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそ

れがあると認めるときは、当該違反に係る自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、当該自動車の使用者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該違反に係る自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができる。

- 3 公安委員会は、前項の規定による命令をしようとする場合において、当該命令に係る自動車の使用者が道路運送法の規定による自動車運送事業者又は貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を経営する者であるときは、当該事業を監督する行政庁の意見を聴かなければならない。
- 4 公安委員会は、第二項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 5 公安委員会は、前項の聴聞を行うに当たつては、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。
- 6 前項の通知を行政手続法第十五条第三項に規定する方法によって行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までおくべき相当な期間は、二週間を下回つてはならない。
- 7 第四項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
- 8 第四項の聴聞の主宰者は、必要があると認めるときは、道路交通に関する事項に関し専門的知識を有する参考人又は当該事案の関係人の出頭を求め、これらの者からその意見又は事情を聞くことができる。
- 9 公安委員会は、第二項の規定による命令をしたときは、当該命令を受けた自動車の使用者に対し、運転し、又は運転させてはならないこととなる自動車の番号標の番号その他の内閣府令で定める事項を記載した文書を交付し、かつ、当該自動車の前面の見やすい箇所に内閣府令で定める様式の標章をはり付けるものとする。
- 10 前項の規定により標章をはり付けられた自動車について、当該自動車の使用者から当該自動車を買い受けた者その他当該自動車の使用について権原を有する第三者は、内閣府令で定めるところにより、公安委員会に対し、当該標章を取り除くべきことを申請することができる。この場合において、公安委員会は、当該標章を取り除かなければならない。
- 11 何人も、第九項の規定によりはり付けられた標章を破損し、又は汚損してはならず、また、当該自動車に係る運転の禁止の期間を経過した後でなければ、これを取り除いてはならない。

（罰則 第一項第一号については第百十七条の二の二第二項第一号、第百二十三条 第一項第二号及び第五号については第百十八条第二項第三号、第百二十三条 第一項第三号については第百十七条の二第二項第一号、第百十七条の二の二第二項第二号、第百二十

三条 第一項第四号については第百十七条の二第二項第二号、第百十七条の二の二第二項第三号、第百二十三条 第一項第六号については第百十八条第二項第四号、第百十九条第二項第四号、第百二十三条 第一項第七号については第百十九条の二の四第二項、第百二十三条 第二項については第百十九条第二項第五号、第百二十三条 第十一項については第百二十一条第一項第十号)

道路交通法施行令

発令　　：昭和35年10月11日政令第270号

最終改正：令和7年6月20日号外政令第222号

改正内容：令和7年6月20日号外政令第222号[令和7年6月20日]

(自動車の使用の制限の基準)

第二十六条の六 法第七十五条第二項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 自動車（法第五十一条の四第一項に規定する重被牽（けん）引車（以下「重被牽（けん）引車」という。）を含む。以下この条及び次条において同じ。）の使用者（安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。以下この条において「使用者等」という。）が次の表の上欄に掲げる違反行為をし、当該違反行為により自動車の運転者が同表の下欄に掲げる違反行為をしたときは、六月を超えない範囲内の期間、当該違反行為に係る自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずるものとする。

自動車の使用者等の違反行為	自動車の運転者の違反行為
法第百十七条の二第二項第一号の違反行為	法第百十七条の二第一項第一号の違反行為
法第百十七条の二第二項第二号の違反行為	法第百十七条の二第一項第三号の違反行為
法第百十七条の二の二第二項第一号の違反行為	法第百十七条の二の二第一項第一号の違反行為
法第百十七条の二の二第二項第二号の違反行為	法第百十七条の二第一項第一号又は法第百十七条の二の二第一項第三号の違反行為
法第百十七条の二の二第二項第三号	法第百十七条の二の二第一項第七号

の違反行為	の違反行為
法第百十八条第二項第三号（法第七十五条第一項第五号に係る部分に限る。）の違反行為	法第百十八条第一項第五号の違反行為

二　自動車の使用者等が次の表の上欄に掲げる違反行為をし、当該違反行為により自動車の運転者が同表の中欄に掲げる違反行為をした場合において、同表の下欄に掲げるいずれかの事情があるときは、三月を超えない範囲内の期間、当該違反行為に係る自動車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずることができる。

自動車の使用者等の違反行為	自動車の運転者の違反行為	事情
法第百十八条第二項第三号（法第七十五条第一項第二号に係る部分に限る。）の違反行為	法第百十八条第一項第一号の違反行為	一　自動車の使用者が、当該自動車の使用の本拠において使用する自動車の運転について、過去一年以内に、法第七十五条第二項又は法第七十五条の二第一項若しくは第二項の規定による公安委員会の命令を受けた者であること。 二　自動車の使用者等が、当該自動車の使用の本拠におけるその者の業務に関し、過去一年以内に、法第七十五条の二第二項第一号若しくは第二号、法第七十五条の二の二第二項若しくは法第七十五条第二項第三号（法第七十五条第一項第五号に係る部分に限る。）の違反行為をし、又は過去一年以内に二回以上、法第七十五条第二項第三号（法第七十五条第一項第二号に係る部分に限る。）若しくは第四号、法第七十五条第二項第四号若しくは法第七十五条の二の四第二項の違反行為をした者であること。
法第百十八条第二項第四号の違反行為	法第百十八条第二項第一号の違反行為	三　自動車の運転者が当該違反行為
法第百十九条第二項第四号の違反行為	法第百十九条第二項第一号の違反行為	
法第百十九条の二の四第二項の違反行為	法第百十九条の二の四第一項の違反行為	

		をし、よつて交通事故を起こして人 を死亡させ、又は傷つけたこと。
--	--	-------------------------------------